

中 長 期 計 画

令和元年度改訂

(平成25年度～平成35年度)

令和2年2月

公益財団法人 ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団

目 次

中長期計画の改訂にあたって	1
第1章 総論	
1 財団設立の経緯	2
2 財団の基本理念等	
(1) 基本理念	3
(2) フォレスト・エコ・ライフ（＝森林との共生）の実践	4
3 財団運営の基本方針	
(1) 基本方針	4
(2) ふくしま県民の森の運営	5
(3) 受託事業の実施	6
(4) 自主事業の実施	6
(5) 地域連携と社会貢献	8
(6) 情報提供の充実	8
(7) 物品販売・貸付・カフェ事業	8
(8) 日帰り温泉利用	9
第2章 財団の業務実績（現状と課題）	
1 財団を取り巻く環境	9
2 ふくしま県民の森施設の利用実績	10
3 財団自主事業の実績	
(1) ふくしま復興支援事業	12
(2) 森林環境教育・森林保全活動	12
(3) 調査・研究機能の充実	13
4 事業収支	
(1) 財団の事業収支の実績	13
(2) 物品販売等	14
(3) 日帰り温泉利用	15
第3章 経営と管理運営計画	
1 経営方針	15
2 組織体制	
(1) 事務局の業務内容	16
(2) 人事管理	17
(3) 勤務体制	17
3 事業収支計画	
(1) 安定した経営基盤の確立	18

(2) 年度別の財務計画	19
4 ふくしま県民の森利用促進計画	
(1) ふくしま県民の森施設利用者の目標	19
(2) ふくしま県民の森施設の利用促進対策	20
(3) 財団自主事業	22
5 ふくしま県民の森施設管理	
(1) 施設管理の基本的な考え方	23
(2) 森林の管理	24
(3) 緑地の管理	24
(4) 工作物の管理	24
(5) 安全管理	24
6 人材育成計画	26
7 連携事業	
(1) 地域社会との連携	26
(2) 森林ボランティアとの連携	27
(3) NPO等他団体との連携	27
(4) 研究機関・企業等との連携	27
8 個人情報その他情報の守秘	27
おわりに	28
別表 1 (財務計画)	29
別表 2 (利用者数の目標)	30
別表 3 (事業計画)	31

公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団中長期計画

中長期計画の改訂にあたって

公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団（以下、「財団」という。）の中長期計画は、「ふくしま県民の森」の管理方法が平成18年度から「指定管理者制度」に移行したことなどを受け、財団の自主的・主体的な考えのもと、公益目的事業の充実、県民等への質の高いサービスの提供や安定的な経営を目的に、平成20年2月、基準年次を平成18年度とし平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間として策定した。

その後、平成21年度から5年間、第2期指定管理者の指定を受け、引き続きふくしま県民の森の管理運営を担うこととなったが、指定管理者指定申請に当たり提出した、指定期間中の基本的な管理運営計画を定めた「ふくしま県民の森事業計画書」との整合を図るため、平成22年3月、中長期計画の一部改訂を行い、改訂中長期計画の目標達成に向け一丸となって取り組んでいたところ、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し東日本全域にわたり地震と津波による甚大な被害を受けた。

特に福島県では、東京電力福島第一原子力発電所事故により、大気中に飛散した放射性物質に広く汚染されたことなどから、震災発生から7年以上が経過する現在も、多くの方々が避難生活を余儀なくされており、ふくしま県民の森においても地震の被害や放射能による森林汚染及び風評被害などにより、震災後の利用者数が激減するなど運営に大きな影響が及び、当初予定した公益財団法人への移行も平成25年4月1日から1年間延期した。

その後、平成26年度を初年度とする第3期指定管理者の指定を受ける際も、当該指定管理期間中の事業計画に合わせた中長期計画に見直しを行い、福島県の復興と交流人口の拡大に向けた事業に取り組むこととし、新規受託事業の実施を含め積極的な事業展開を図ってきた結果、現在のオートキャンプ場利用状況は、全国的なオートキャンプブームの継続とも相まって、予想を上回る勢いで利用が回復している。

こうした利用実績等を踏まえるとともに、今般指定を受けた平成31年度を初年度とする第4期指定管理者としての管理期間を対象として現在の中長期計画の見直しを行い、さらなる利用促進と経営基盤の強化を図り、福島県の復興が更に前進するとともに、交流人口の増大に努め、フォレスト・エコ・ライフの実践をとおして自然との共生思想について、なお一層の普及推進に取り組むこととする。

平成31年2月19日

第1章 総論

1 財団設立の経緯

明治百年記念事業の一環として昭和47年秋に創設された「ふくしま県民の森」の管理は、昭和48年度から平成9年度までは大玉村が行ってきたが、折しも21世紀を目前としたこの時期は、社会経済の大きな構造変化を含めあらゆる面で転換期にあり、自然を物として単に利用する時代から自然の倫理的価値や文化的価値の重要性を再認識し、自然との共生がより強く求められる時代であった。

このため県は、「森林との共生」の思想のもと森とふれあうライフ・スタイルの普及、実践を目的にオートキャンプ場その他の施設整備を図ることとし、平成9年11月、県が基本財産の全額を出捐し、「ふくしま県民の森」の管理を行う財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団を設立した。

財団による「ふくしま県民の森」管理運營業務は、平成17年度までは県の意向を踏まえた県業務の補完的役割を担うものであったが、平成18年度に導入された指定管理者制度により財団主体の業務となり、現在は平成25年度を初年度とする第3期指定管理者として指定を受け、平成31年度からの5年間も第4期指定管理者として管理運營業務を行うことが決定した。

なお、昭和57年、県内唯一の野生動物専門の治療施設として県民の森内に鳥獣保護センターが開設され、財団は設立当初から同センターの管理運営を受託してきたが、県の組織見直し等により、平成27年度限りで受託業務は終了している。

さらに、平成20年12月に施行された公益法人制度改革により、平成25年4月1日に公益財団法人へ移行した。

* ふくしま県民の森 * ー付記ー

ふくしま県民の森は、安達太良山麓に明治百年記念事業（昭和44年度～昭和48年度）の一環として、昭和47年10月に福島県の公の施設として開園した。昭和48年3月の条例制定によって整備が本格化した。

平成6年度、国民のアウトドア志向の高まりを受けてオートキャンプ場の整備を含め、ふくしま県民の森の整備拡充について検討が行われ、県は以下のふくしま県民の森整備の基本的な考えをまとめた。

この基本的考え方に基づき平成7年度から多目的広場、展望台、園地、樹木園、遊歩道、ユースキャンプ場諸施設、森林館展示施設、森林学習館展示、炭焼き体験施設、森の学び舎、オートキャンプ場、鳥獣保護センター等の整備が進められた。

平成10年7月にオートキャンプ場がオープンし、現在に至っている。

併せて、ふくしま県民の森の愛称が「フォレストパークあだたら」とされた。

- 条例に規定された設置主旨： 県民が森林にふれあい自然に学び、自然との共生を実現するための理解を深める場として設置。

- ふくしま県民の森整備のための基本的考え方
 - ・年間を通して利用できる、多様な宿泊滞在機能の充実
 - ・自然環境や地形改変を極力避け自然との共生を図った整備
 - ・幅広い利用者層に対応できる施設整備と快適な環境の整備
 - ・様々な森林や自然体験等のプログラムの充実
 - ・地域と一体となった管理運営や協力・サービスの強化等
- オートキャンプ場整備の基本方針
 - ・安達太良山麓の景観を保全する施設
 - ・森林を多く残すため、現地の地形に沿った施設
 - ・利用者を森林に導き、森林とふれあうことができる施設
 - ・利用者が森林の中で安心して快適に利用できる施設

2 財団の基本理念等

(1) 基本理念

財団の基本理念は、ふくしま県民の森をはじめとして広く県内において、県民が森林の中で自然との共生を学び、体験し、様々な形で森林とふれあうライフ・スタイルを創出するフォレスト・エコ・ライフ（＝森林との共生）の推進、実践を図るとともに、公の施設の管理運営及び自然環境に関する事業を行うことにより、自然との共生思想の普及に寄与することにある。

人間はもともと自然が対応できる範囲内で生存を果たしてきたが、各種技術の進歩による生活規模の拡大は、自然の対応範囲を超え、環境汚染、オゾンホール生成、山野の荒廃と生物種の絶滅的変動など見過ごすことのできない現象を経常的に引き起こすようになってしまった。

このような現状を踏まえ、国、県は環境基本計画の策定に当たって、「自然との共生」の意識向上を基本理念の一つとして定めた。財団が掲げるフォレスト・エコ・ライフは、自然生態系の持続性に学び、それを損なうことなく永く利用していく「自然との共生」を希求する生活である。

フォレスト・エコ・ライフの実践により醸成される意識

- 自然を大切にし、自然に学ぶ
 - 自然界生態系にならって資源の循環利用に努め、社会システムをより持続性の高い方向へ改革することを目指す。
- エネルギー資源を大切にし、節約する
 - エネルギーは循環せず、使えばなくなる。化石エネルギーなど、限りあるエネルギー資源を大切にし、後世にわたって利用できることを目指す。
- いらなくなった物を慈しみ、再利用の道を思いやる
 - 自然生態系は熱エネルギー以外の廃棄物を出さない、ゼロエミッションのシステムである。人間社会でも最終廃棄物はできるだけ少なくし、持続性の高いシステムへの改革を目指す。

- 他との共存を希求し、独占欲を自制する

自然界の基本は共生であり、それを否定するものは生き残れない。人間がいわれない独善や軽蔑あるいは安易に慈しむ情を捨てて、野生動物の生き方に謙虚に学ぶことを目指す。

- 文化的継承を尊重し、現在に生かす

現生の生物の生存戦略が、過去の生物のその上に積み上げられた長い進化の歴史の所産であることを十分に理解し、文化的継承の長い実践の歴史を重んじ、その合理性の追求と現在への応用の道の追求を目指す。

(2) フォレスト・エコ・ライフ（＝森林との共生）の実践

「森林との共生」を実現するためには、森林を大切にし、森林とふれあい、森林の恵みに感謝し、森林を守り育てる意識を醸成することが重要である。

ふくしま県民の森を主体として、県民の快適で豊かな生活の実現と自然と共生しながら健康で豊かな人生を送り、21世紀の新しいライフ・スタイルの創造に資するため、次の活動をおして「フォレスト・エコ・ライフ」の普及・実践に努める。

- 森林に遊び・・・幼、少年期に森林の中で遊ぶことにより、森の楽しさや多様性を実感する。
- 森林に学び・・・自然の仕組みや触れてはいけない自然の存在など、自然と人との関わりを理解する。
- 森林に働き・・・人や自然にとって良好な状態を確保するため何が必要かを考え、実践する。
- 森林を守り・・・自ら大切に思う自然を守るために何をなすべきか、また、何をしてはいけないかを理解し行動する。
- 森林に暮らす・・・自然の中に身を置くことにより、自然との一体感「自然との共生」を実感し、日常の生活に反映する。

3 財団運営の基本方針

(1) 基本方針

基本理念を具現化するための管理運営体制を確立し、将来にわたって安定的な経営になるよう財政基盤の強化に努める。指定管理者としてふくしま県民の森施設（森林学習施設区域、オートキャンプ場区域）の管理運営に当たり、質の高いサービスの提供と効率的な運営を図る。

このため、森林環境教育プログラム開発のコンサルティング、森林セラピーや県民の森の有する資源を利用した新たな健康増進など今まで蓄積したノウハウと財団の特性を活かし、新たな幅広い分野の事業に挑戦していく。

特に、福島県が震災と原発事故から復興を確実に成し遂げていくためには、福島県の交流人口の拡大が課題の一つとされており、近年、全国的にオートキャンプ参加人口が年々増加傾向にある中、ふくしま県民の森“フォレストパークあだたら”のさらなる利用促進を図ることが重要であり、福島県の森林が安全で、子供を含めた多くの方々が森林の中で活動していることなどを広く全国に発信し、利用促進に努める。

また、事業の実施に当たっては、公益財団法人として果たすべき役割を十分に自覚し、公益

目的事業と収益事業が均衡のとれた事業執行に努める。

さらに、平成30年に開催された「第69回全国植樹祭」サテライト会場の各種植栽事業実施地の適正管理と有効活用、また全国植樹祭の開催理念を継承する「ふくしま植樹祭」に関しても、ふくしま県民の森の活用について施設設置者（福島県）との協議・提案を積極的に行うとともに、県内の森林整備ボランティアの育成等を行い支援協力体制の整備に努める。

<公益目的事業>

(2) ふくしま県民の森の運営

「森林との共生」を推進するためには、より多くの人に森林の中へ入ってもらうことが重要であることから、遊び、クラフト、観察、伝統行事など様々な角度からイベントやプログラムを提供し森林の中へ人を誘導するとともに、高規格の施設や利用者のニーズに合った森林環境教育プログラムを提供する。

また、第3期指定管理者期間中の利用形態として特筆すべき事案に、結婚式や企業研修、さらには県内外からのバイク愛好者の利用などオートキャンプ場の新たな利用形態が生まれてきたことがあげられるが、こうした利用のさらなる促進を図る。

本県においては、震災からの復興を確実に成し遂げるため、様々な継続的な取組がなされているが、震災から7年以上が経過する今もお避難生活を余儀なくされている方々もおられ、これらの方々等の健康増進や交流の場としての利用に引き続き取り組む。

事業の展開に当たっては、インターネットのホームページを活用し、ふくしま県民の森の魅力である自然情報やイベント・プログラム及び空間放射線量などの各種情報の積極的な提供に努める。

さらに、森林ボランティアサポートセンターと連携し、県内外の教育機関（学校教育、生涯学習）に対し、プログラムの提供、指導者（もりの案内人など）の紹介・コーディネートなどを行い、森林環境教育の場としての機能や効果を高める。

第4期指定管理者の期間においては、まず、第3期指定管理者期間において取り組んだサクラの名所作りなど新たな利用者層を開拓するための魅力作りの事業や、災害対応キャンプや温泉保養施設法人利用事業などふくしま県民の森の事業として定着した事業に継続して取り組むとともに、多様な団体と連携し、福島の復興に寄与するための事業に積極的に取り組むこととする。

また、震災後における施設環境の変化として、原発事故による放射能汚染とともに大型野生動物の施設内侵入が顕著になり、安全対策上の大きな課題となっている。

オートキャンプ場区域の周囲に電気柵を巡らすなどの対策を講じてはいるが、森林学習施設区域の対策は未だ十分でなく、森林整備も含めた対策を講じていく。

さらに、近年の異常気象は局地的な豪雨災害をもたらすなど、全国的に自然の脅威にさらされており、自然を相手とするふくしま県民の森においても、こうした自然現象の突発的な変化に即座に対応できる体制づくりを進める。

(3) 受託事業の実施

ア 森林環境教育等の指導者養成

ふくしま県民の森を中心に、森林環境教育の分野で活躍している「もりの案内人」や森林ボランティアリーダー等の養成講座等を通じて、県民のニーズに合致した質の高い指導者の養成と森林環境教育等推進のためのネットワーク作りを進める。

イ 森林ボランティアのサポート業務

各種の情報提供、要望の聞き取りや相談受付を通して既に森林ボランティアに取り組んでいる人、これから始めようと考えている人を支援する。また、県内に多数ある森林ボランティア団体を結びつけ、情報を共有するための機関誌の発行やHPの企画、運営を実施する。

ウ 新たな受託事業の提案

森林の有する多面的機能やエネルギー源としての森林、森林の持つ癒し効果等に着眼したフォレスト・エコ・ライフに係る新たな事業を企画立案し、特に、全国植樹祭サテライト会場実施地等の有効活用策などに関し、設置者（福島県）はもとより市町村など関係機関との協働による事業を展開するとともに、環境に配慮した施設計画の作成支援に取り組む。

(4) 自主事業の実施

福島県は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により大きな被害を受け、現在も復興を前進させるための取組が全県的に進められている。

ふくしま県民の森も、震災後、森林学習施設区域及びオートキャンプ場区域の利用は大きく落ち込み、財団では、福島県の復興を支援するため、各種割引制度の新設や復興に寄与するようなイベントの開催等に積極的に取り組んできた。

その結果、第3期指定管理者期間（平成26年度から平成30年度）においては徐々に利用の回復が進み、特に、オートキャンプ場の利用は指定管理期間の末期は飛躍的な伸びを示し、他県からの利用も震災前の水準を上回る実績を確保できるまでになった。

しかし、森林学習施設区域の利用に伸びがみられないなどの課題は引き続き有しており、財団では、福島県が進める各種の復興事業に積極的に呼応するなど、県の復興に資する事業に積極的に取り組む。

また、ふくしま県民の森や財団が有する各種の資源を活用し、新たなニーズに対応する事業に取り組んでいく。

ア ふくしま復興支援事業

・ 割引制度等の実施

オートキャンプ場利用者に対する割引制度等を行い、交流人口の増加に努める。

・ 避難者の支援

大玉村に設置されている震災の復興公営住宅等に避難されている方々を対象とした温泉無料招待事業など、市町村や団体と協働して避難者の健康増進に資するための事業を行う。

・ 復興支援イベントの実施

大震災など有事の際にライフラインが停止した状況下で「いかに生き抜くか」をテーマとして実施している「災害対応キャンプ」は、東日本大震災のみならず熊本地震の被災高校生等をも対象として開催し、生き抜く力を育むための事業として評価を得ているところである。

本来、安全で楽しい場所だったはずの森林が、危険で入ってはいけない場所と受け止められている風潮は今も残っており、「災害対応キャンプ」をはじめとして、森林に多くの方々に来ていただくイベント等を積極的に実施する。

特に、幼～少年期における野外での活動（遊び）は、子供達の成長過程において重要な意味を有することから、ふくしま県民の森における活動機会の提供に努める。

イ 森林環境教育・森林保全活動

県内における森林環境教育や森林保全活動の普及拠点として県内における森林環境教育の実践や森林保全活動の普及のため、コーディネート、指導者育成、教育プログラムの作成などに加え、シンクタンク機能の充実を図る。

また、全国植樹祭などの植樹イベントの開催実績等を踏まえ、県内の森林整備ボランティアや関係団体等の育成・活性化に努める。

ウ FEL会員制度事業の充実

FEL会員制度は、一般利用者に先んじて利用予約ができるほか、閑散期における平日利用の料金割引や利用時間延長などの特典を付与する制度であり、利用者の増加に連動して、登録者数が増加してきている。

しかし、本制度を設けた理由には、単なる特典付与による平日の利用促進を図るだけでなく、いわゆるシルバー世代の利用を促すことも目的としたものであり、今後は、こうした世代をさらに迎え入れることができるよう制度の充実を図る。

エ 大型野生動物からの利用者等の安全・安心確保対策の強化

震災後、大型野生動物の施設内侵入とその増加が顕著になり、利用者はもとより、森林学習区域の利用者等々にも大きな影響を与えているとともに、最近では、豚コレラの被害エリア拡大の要因のひとつとして野生のイノシシが影響しているとの指摘もあり、看過できない状況となっている。

財団では、オートキャンプ場区域周囲に電気柵やネットを巡らすなどして対策を講じているが、強風後の作動状況確認や積雪期の設備撤収と春の再設置など、管理に相当な負担となっている。

このため、隣接する野生生物共生センターや関係機関と連携して、恒久的な電気柵の設置や、イノシシ等大型野生動物の行動を把握したうえでの抜本的な解決策を講じていく。

オ 調査・研究機能の充実

森林環境教育、森林保全活動、施設の管理・運営等財団が扱う業務の基礎となるふくしま県民の森の資源を調査・研究することが事業活動の原点となることから、県内の大学、研究者や専門機関と連携して、引き続き調査・研究の充実を図る。

得られた研究成果や各種のデータは、森林環境教育の基礎データや教育プログラム企画の資料として広く活用できるシステムの充実に努める。

(5) 地域連携と社会貢献

ふくしま県民の森は、県民共有の財産であることから所在地である大玉村はもちろんのこと福島県内の各地域と連携を図る。

- ・食材や物産等の販売・供給体制の確立
- ・管理運営への積極的な地域の参画機会の提供（管理スタッフとしての登用、野外活動プログラムやイベントへの主体的参加等）
- ・県民の森施設の積極的な地元利用の促進
- ・野外活動や環境管理等に関するボランティアの活用
- ・外部組織、人材との連携（野外活動やイベント、商品化における地元、野外活動組織、支援業者等との協力体制づくり）
- ・オートキャンプ場ネットワークの形成（協力体制の確立や協働事業の実施）

(6) 情報提供の充実

ア 広報活動

財団活動を知ってもらうためふくしま県民の森で開催されるイベントや研修会、財団の経営資料などの情報をマスメディアやインターネット、関連情報誌等を活用し利用者等へ広く情報発信する。

また、インターネットを活用してふくしま県民の森の自然に関する最新情報や研究成果・県民の森の基礎データ等を提供する。

イ 教育・研修・講演

教育・研修利用者からは、財団が有している人的資源やふくしま県民の森施設は高い評価を得ており、教育機関や民間企業などに対して団体利用に関する情報提供に努めるとともに、これらの機関等から講師派遣等の要請があった場合は積極的に対応していく。

<収益事業>

(7) 物品販売・貸付・カフェ事業

ア 利用者への利便性の提供

県民の森の利用者や森林環境教育、森林環境保全の活動者が必要とする物品の企画販売を行うことで、森林との共生思想の普及啓発を図るとともに、地域産品、森林の恵や福祉施設等に係わる物品を販売することにより、地域産業振興や森林保全へ貢献する。

カフェテリアは、食を通して地域の農産品や林産品を提供するとともに、寛ぎの場、スローライフ及び食育イベントや食の情報発信の場として活用する。

財団は、福島県の「がんばろう ふくしま！」応援店に登録していることから、商品は本県の地産地消を基本に、ふくしま県民の森や周辺地域のオリジナリティーのあるメニューや産品を提供し、福島県の食の安全・安心の情報発信に努める。

イ 収益事業としての健全な運営

魅力ある商品等の提供により収益を確保し、公益目的事業等への繰入を行うことで公益財団法人としての経営の健全化に努める。

(8) 日帰り温泉利用

県民の森の温泉は、その泉質や設備・ロケーション等を活かして健康面・精神面での効用発揮と快適な施設提供が期待されていることから、適正な管理運営に努める。

また、企業等における従業員の福利厚生制度の一環として事業化した「法人向け温泉保養利用事業」は、契約事業所数も相当な数に上っており、今後も契約事業所の拡大に努める。

第2章 財団の業務実績（現状と課題）

1 財団を取り巻く環境

(一社)日本オートキャンプ協会が発行する「オートキャンプ白書」によれば、我が国のオートキャンプ参加人口の推移をみると、アウトドアブームの追い風を受け、平成8年のオートキャンプ参加人口は1,580万人にまで達したが、その後は減少傾向が続き、平成21年、ようやく前年比プラスに転じた。その後、東日本大震災があった平成23年をはさみながら、22年、23年、24年と3年連続して、720万人を記録したことは、日本のオートキャンプが国民的レジャーとして定着したことを物語るものであると分析している。

最も新しい平成30年の同白書では、オートキャンプ参加人口は840万人にまで回復し堅調な伸びを示しており、特に、「冬キャンプ」を行う人の増加が、オートキャンプ参加人口の増加要因となっていること、また、「ソロキャンプ」の拡がり、「インスタ映え」などに象徴される自分のキャンプスタイルの発信、「グランピング」施設のオープンなどにより、アウトドアに関するさまざまな情報がメディアに露出したことなどもプラスして、アウトドアやオートキャンプにとって追い風となったとしている。

このような全国的な流れの中で当オートキャンプ場の利用状況をみると、平成16年度から減少の一途をたどり、東日本大震災直後の平成23年度は前年度比約46%まで激減したが、平成24年度以降、徐々に利用の回復が進み、平成29年度は、ほぼ平成22年度と同程度、さらに、平成30年度はこれを超える利用があるものと見込まれ、「オートキャンプ白書」の分析は、当オートキャンプ場においても同様に当てはめると考えられる。

震災以降、災害時の対応や危機管理などについて、森林内でのキャンプをとおして子供達に「生きる力」を身につける「災害対応キャンプ」の実施や、福島復興支援に全力で取り組んできた成果が、数字として表れていると考えることができる。

また、この間、オートキャンプ場利用収入の減収について、東京電力(株)から営業損害の賠償金を受け入れるとともに、「子ども自然あそび事業」などの新たな受託事業の受け入れ、さらに、林野庁の森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の本県協議会事務局を引き受けるなど、新たな事業展開を図り、健全経営を目指してきた。

加えて、設置者である福島県においても、自然との本来的で新たな接し方を具現化した木質チップボイラー設備を設置するなど、新たな取組も進められてきた。

環境汚染による地球温暖化が一層進行する中、自然環境保全や循環型社会への関心が高まっており、児童・生徒に対する教育にも体験型環境学習等にみられるような様々な環境教育の仕

組みが取り入れられ、また、複雑な社会構造や時代の潮流が早く、ゆとりのない生き方に関し、森林セラピー等にみられるように、癒しの時間や空間の提供を望む動きが活発になるなど、人間性の回復やスローライフな生き方が見直されてきている。

このような中において、フォレスト・エコ・ライフの推進、実践を図ることを目的とする当財団が、ふくしま県民の森の資源を有効に活用し、財団の設置目的に沿った事業や利用者に満足いただける事業展開を図っていくべきかが常に問われているものである。

幸い、原発事故による放射能汚染に関しては、福島県と財団の除染作業の取組や自然低減により、事故後の線量は屋内で $0.10 \sim 0.46 \mu\text{Sv/h}$ 、屋外で $0.36 \sim 0.75 \mu\text{Sv/h}$ あったものが、現在では、ビジターセンター前の屋外定点観測で $0.10 \sim 0.14 \mu\text{Sv/h}$ まで低下している。

こうしたこともあって急速に利用回復が進んできたとも考えられるが、福島の復興が着実に進んでいくため、ふくしま県民の森の指定管理者として果たすべき役割は極めて大きいものがあると考えられ、ふくしま県民の森のさらなる利用促進により本県の交流人口の拡大に寄与するための事業展開が求められていると認識しているものである。

2 ふくしま県民の森施設の利用実績

ふくしま県民の森は、森林学習施設区域とオートキャンプ場から構成されているが平成21年度以降の利用者数は表-1のとおりである。

平成23年3月の震災以降の利用は大きく落ち込んだが、ふくしま復興支援事業の取組などにより、各施設の利用者数は年々回復基調にあり、特にオートキャンプ場や温泉日帰り利用に関しては、ほぼ、震災前の利用実績まで回復している。

一方、森林学習施設区域の利用は、平成29年度と平成25年度を比較すると、森林学習施設区域利用者数は93%に止まり、学校教育団体利用者数も92%程度となっている。

平成29年度が天候不順の年であったとはいえ、工夫をこらした利用促進策により、本区域の利用増を図ることが、震災以降、継続した課題となっている。

オートキャンプ場は、従来から高規格の施設内容と徹底した施設整備、森林という立地環境や多様なイベントの開催等により利用されてきたことから、利用者からは全国有数の施設として高く評価されてきたところであり、季節ごとのイベントや森林環境教育プログラム等の取組、さらに、平成28年度から新たに受託した「子ども自然遊び事業」の実施等により、利用の回復が顕著となってきた。

加えて、インターネット予約サイトの変更や、予約期間の前倒し措置を高じたことにより、平成30年度の利用は、予想を超える勢いで伸びており、今後、この実績をどのように維持し、さらなる高みを目指すかが課題である。

森林学習施設区域及びオートキャンプ場区域の施設・設備は、気象環境の厳しい条件にあることや、設置後相当期間が経過し老朽化が一段と進行しており、また、震災後、イノシシなどの大型野生動物の施設内侵入により緑地の掘り返し被害が拡大している。

オートキャンプ場区域に関しては電気柵を設置するなどして大型野生動物の侵入防止対策を講じているが、利用者の安全と安心の確保のため、施設設置者である福島県と連携し森林学習施設区域を含め本格的な侵入防止対策が急務であり、また、老朽化した施設の計画的な修繕や

交換が必要である。

また、利用回復が顕著であるオートキャンプ場の利用に関しては、依然としてゴールデン・ウィークや夏休みのハイシーズンでの利用がピーク時に届いていない状況であり、当該期の利用促進とともに、通年で利用促進が図られるよう対策を講ずる必要がある。

施設の直接的な利用を示すものはないが、財団が事務局を引き受ける「森林ボランティアサポートセンター」が森林保全活動を支援するため開設しているホームページへの一般県民等からのアクセス数は、表－２のとおり近年増加傾向にあるものの、森林整備用品の貸出といった具体的な利用に伸びを欠いており、震災以降低迷している県内の森林保全活動に対する情報の提供に努めなければならない。

(表－１) 県民の森主要施設利用者の推移

単位：人

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
森林学習施設区域利用者	151,364	158,433	8,352	6,789	12,303
森林館利用者	11,215	12,792	2,308	1,624	3,313
学校教育団体利用者	8,724	10,335	2,534	2,880	5,108
オートキャンプ場入場者	32,548	29,241	13,556	21,806	25,709
温泉日帰り利用者	12,806	11,683	9,760	13,299	13,598
区 分	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	
森林学習施設区域利用者	13,732	14,378	13,135	11,468	
森林館利用者	3,565	3,373	2,623	2,665	
学校教育団体利用者	5,384	5,417	5,683	4,708	
オートキャンプ場入場者	26,199	27,258	30,139	29,383	
温泉日帰り利用者	13,424	15,439	13,977	13,860	

※ 1 森林学習施設区域利用者には森林館利用者含む。

2 森林学習施設区域利用者数が大きく減少しているように見えるが、震災後から集計方法を変更しているためである。

(表－２) 森林ボランティアサポートセンターホームページへのアクセス実績

単位：件

区 分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
アクセス件数	77,879	77,447	85,332	144,509	143,587

3 財団自主事業の実績

震災後の平成23年度は、原発事故の影響により県内の観光施設は前年比30%程度の入り込み状況であったが、当オートキャンプ場の利用者数は、各種の復興支援事業に積極的に取り組んだ結果、前年度比46%程度にとどめるができた。

その後も継続して復興支援事業に取り組み、「災害対応キャンプ」では他県からの修学旅行生を受け入れ、また、結婚式を毎年度受け入れるなど、震災前にはなかった新たな利用形態が生まれている。

さらに、平成30年度からはインターネットの予約サイトの変更や予約時期の前倒しなどに

より、オートキャンプ場の利用者数は震災前を凌ぐまでに増加している。

震災後に顕著となった大型野生動物の施設内侵入防止対策など、利用者の安全・安心の確保を第一に取り組んできた成果の表れでもあると考えられる。

今後も、ふくしま県民の森や財団の有する資源を有効に活用し、さらなる利用促進に努めることが求められている。

(1) ふくしま復興支援事業

ア 割引制度

震災からの復興支援を図るため、平成23年度以降、団体割引や復興支援ボランティア割引、さらには学校教育割引の制度を設け、県民の健康増進と交流人口の拡大に努めたところであるが、利用実績等を踏まえ、現在は学校教育割引制度のみを継続している。

ふくしま県民の森が安全で、森林での活動（遊び）が子供達の成長過程において重要な意味を有しており、今後「森林との共生」の推進を図るうえにおいても極めて重要であることから、学校教育割引制度の継続が求められる。

なお、他団体が主催する「ライダーズ割引」への協賛も継続して取り組んでいる。

イ 避難市町村との連携

震災以降、大玉村の復興公営住宅等に避難をしている富岡町の方々を対象に温泉入浴無料提供を実施しているが、今後ともこうした支援が必要と考える。

ウ 関係団体等との連携

県内外の団体等と連携して、健康増進や癒やし、野外活動等の機会を提供することにより、健康管理や交流促進を図る事業を行ってきたが、需要は継続している。

また、県の助成金を活用して、レクチャーホールに子供向けの遊具をそろえ、森の中の室内遊び場として、子供達が安心して遊べる場を提供した。放射能に対する不安は若い母親を中心にまだ残っていると考えられることなどから、引き続き屋内遊びの場の提供が必要と考えられる。

(2) 森林環境教育・森林保全活動

森林に遊び、森林に学ぶという主旨に沿った財団主催のイベントは、自然観察会、木の枝クラフト、つる細工教室、ナイトハイク等を行うものであるが、震災による影響で平成23年度は開催回数が大幅に減少したが、その後の取組により、平成27年度は年間300回近く実施し、参加者も5,000人を超えるまでに回復した。

平成28年度からは、福島県から「子ども自然あそび事業」を受託したため、財団主催のイベント回数を減少させているが、年間150回以上開催し、参加者も2,000人を超える数を確保できている。

今後とも、ふくしま県民の森の特徴を活かし、多くの参加者が満足できる多様なプログラムの提供が必要である。

ふくしま県民の森は、講義室での講義のみならず森林施業の現地研修も可能なことから、県や団体主催の林業関係研修が行われている。引き続き各種研修の場としての提供に努める。

また、ふくしま県民の森を里山地域における森林管理のモデルとして、森林保全活動等の場

としても活用していく。

森林環境教育の一環として、財団スタッフによる環境教育、自然保護等の講師派遣を行っており、今後とも積極的に対応していく。

(表-3) イベント・プログラムの参加実績

単位：回・人

区分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
実施回数	178	242	291	205	168
参加人数	4,405	3,161	5,179	2,292	2,244

※ 平成28年度から受託した「子ども自然あそび事業」によるイベント実績は含まない。

(3) 調査・研究機能の充実

大学の研究者に自然研究の場の提供を、また、財団関係の調査等の交流推進活動も行ってきた結果、県内大学の卒業論文の研究フィールドとしても活用されており、豊かな自然に恵まれたふくしま県民の森は今後もこうした利用が継続していくものと考えられる。

大学と連携した自然環境基礎調査事業においては、人工池を利用した調査研究や研究成果の発表会を公開で行い、大学と県民とを結ぶ橋渡しをしている。

また、震災後の大型野生動物侵入防止対策は、これまでにない規模と期間を費やして、効果的な対策を確立するための調査と具体的な対策を講じてきたところであり、その結果は、さまざまな機会を捉えて公表してきた。

今後は、大学等研究機関によるデータの収集のみならず、定期的に県民の森で活動しているNPO法人等と連携し、市民レベルの情報収集を行い、ふくしま県民の森の自然データの蓄積に努めるなど、利用者をはじめ広く一般に情報の提供を行うことが必要であり、中でも、大型野生動物侵入防止対策は、今後、広く県内においても活用することができるものと考えられるため、関係団体等との連携強化が必要である。

4 事業収支

(1) 財団の事業収支の実績

財団の事業収入は、指定管理者としての施設管理委託料をはじめとする県などからの事業受託収入と、オートキャンプ場運営に関する各種事業収入とで構成されており、財団の適切な運営のためには、オートキャンプ場事業収入の安定的な確保が不可欠である。

オートキャンプ場事業収入は、平成12年度には122,465千円（消費税抜き。以下同じ。）の売上げがあったが、その後減少に転じ、震災後の平成24年度には68,655千円まで落ち込んだ。

現中長期計画の初年度である平成25年度以降は、財団が震災復興支援対策として取り組んだ利用料金割引制度の創設や全国的なオートキャンプブームの再来などもあり、年々、利用の回復傾向が顕著となり、さらに、平成30年度は予約開始時期の前倒しやインターネット予約の予約サイト変更などによる利用促進対策を講じた結果、さらに事業収入の増加傾向が顕著となっている。

この間、東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害の賠償金で事業収入の不足分

を補ってきたが、平成30年度に受け入れた自主的除染経費の賠償金が最後の賠償金となる。

財団としては、損害賠償金に依存しない経営基盤の早期確立を目指して取り組んできたところであり、平成30年度の収入実績は、震災以降、利用回復のために取り組んできた各種対策が、ようやく結果として表れ始めたものと考えられることができる。

また、各種受託事業収入に関しても、福島県の復興対策関連事業を新たに受託するなどした結果、相当の伸びを示している。

これらの結果、今中長期計画期間における単年度事業収支を見ると、平成29年度における消費税及び法人税の追加納付により、前年度末の期末一般正味財産額を下回ることとなったほかは、概ね各年度とも前年度末の期末一般正味財産額を上回る決算となっている。

当財団は公益財団法人であることから、公益目的事業会計の期末一般正味財産額は前年度を超えてはならないなど、財務執行上の制約もあるが、収益事業会計の適切な執行を行うことにより、収支均衡のとれた適切な執行が必要である。

(表-4) 事業収支の推移

(単位；千円)

費 目	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
1 県民の森管理委託料	44,874	46,157	46,157	46,157	46,157
2 オートキャンプ場事業収入	81,903	87,348	98,306	101,776	99,997
3 その他の収入	64,485	59,621	49,847	31,785	29,655
収 入 計	191,262	193,126	194,310	179,718	175,809
1 県民の森管理受託事業	48,068	49,982	46,161	47,406	43,423
2 オートキャンプ場管理運営事業	87,294	94,813	93,202	94,966	88,367
3 その他の支出	55,752	48,387	53,792	35,263	46,264
支 出 計	191,114	193,182	193,155	178,635	178,054
収 支 差 額	148	△56	1,155	1,083	△2,245

※1 県民の森管理委託料とは、指定管理者制度に基づく県からの委託料である。

2 オートキャンプ場事業収入とは、公益目的事業会計のオートキャンプ場利用等収入、F E L制度事業収入、環境教育事業収入、及び収益事業会計の事業収入をいう。

3 その他の収入には、基本財産運用収入や東京電力からの損害賠償金、各種受託事業など、1・2以外の一切の収入を含む。

4 県民の森管理運営受託事業とは、管理委託料を財源とする事業であり、法人会計充当の管理委託料分は含まない。

5 オートキャンプ場管理運営事業には、収益事業会計事業分を含む。

6 平成28年度以降の収支額が減少しているのは、鳥獣保護センター管理運営業務が平成27年度で終了したためである。

(2) 物品販売等

ショップ、物品貸付及びカフェの事業収入は、ふくしま県民の森利用者の動向と相互に連動していると見受けられるが、震災後、物品販売の品ぞろえや提供メニューなど季節や利用者の入込状況に応じ、適宜、変更を加えるとともに、団体利用への食材等の提案などを行い、利用者

の利便性の確保と同時に収益確保に努めている。

また、「がんばろう ふくしま！」応援店に登録し、米、野菜及び加工品の分野で県内産品を提供し、県産品の安全性アピールに努めている。

最近の利用動向をみると、県内・県外比率が震災前のように県外利用者の割合が過半数を占めるようになったこと、また、新規・リピート率の割合においても、新規利用が半数近くに達しており、こうした利用を踏まえ、ふくしま県民の森ならではの特色ある販売等用品の確保と提供が求められる。

(3) 日帰り温泉利用

日帰り温泉利用は、泉質に特徴があることや、露天風呂とサウナも有していることなどから、多くのリピーターを有している。また、平成27年度から、法人向け「温泉保養施設事業」に取り組み、事業所との契約件数も相当数に上っている。

こうした取組により、現中長期計画期間に入り、利用収入も相当に伸びてきたが、平成29年1月の2度にわたる温泉施設の長期故障により使用不能となったことで、客足の伸びに歯止めが掛かってしまっている。

今後は、施設の安全、安心とともに、安定した供給ができるよう、設置者とも協議のうえ、計画的な修繕等を行う必要がある。

(表-5) 事業収入実績

(単位；千円)

費 目	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
物品販売事業収入	11,576	10,904	12,362	12,248	11,536
物品貸付等事業収入	2,180	2,225	2,468	3,158	2,894
カフェ販売収入	1,957	2,473	3,152	2,374	2,336
日帰り温泉利用収入	8,765	8,049	9,661	8,437	8,137

第3章 経営と管理運営計画

1 経営方針

財団の経営に当たっては、定款の設置目的を踏まえ公益目的事業の積極的な展開が基本であることはいうまでもない。

また、平成18年度以降、継続して「ふくしま県民の森」の指定管理者としての指定を受け、さらに、平成25年4月に公益財団法人に移行したことなどから、従来にも増して将来を見据えた安定的な経営を目指し、費用対効果に十分配慮し、常に新しい視点で組織整備や各種事業の展開を図ることが必要である。

第3期指定管理者期間においては、現中長期計画の見込みを上回るペースでオートキャンプの利用が回復したが、今後もこうした利用が定着するよう、積極かつ柔軟な姿勢で事業に取り組むことが必要である。

2 組織体制

財団の健全経営を図る上で、最も基本となるのは組織体制の整備であり、最小の人員で最大の効果が挙げられるような組織体制の構築が必要である。

近年、オートキャンプ場利用者数は震災前の利用を上回るような勢いで利用が伸びており、特に、新規利用者の割合が相当に増加していることから、これまで以上に利用者に対する施設案内や利用ルールの徹底が求められることになる。

平成24年度から課制を廃止し事務局長を中心とする担当制に変更して、迅速な判断と対応ができる体制としたが、これによって課題がすべて解決したわけではなく、第3期指定管理者期間の中途において、それまで管理を受託してきた鳥獣保護センター管理業務が廃止されたこと、また、森林学習施設区域内の施設設備はもとより、オートキャンプ場内の施設設備の老朽化が著しく、施設管理要員の十分な手当が必要となる中、責任ある業務処理体制とするための検討が継続して必要である。

(1) 事務局の業務内容

ア 総務担当

- ・財団管理基本業務；財団事務（理事会、評議員会関連）
- ・経営・マネジメント；経営管理業務、職員ローテーション管理及び指導
- ・財団庶務関連事務；予算・決算事務、委託管理事務、補助事業事務、税務事務、物品購入事務、支払事務、収入事務、契約事務、備品・消耗品管理、文書取扱事務等
- ・労務関連業務；労務管理事務、給与賃金事務、福利厚生事務等
- ・その他関連業務

イ 利用促進担当

- ・企画担当業務；企画業務・広報プロモーション、アウトドア人材育成業務等
- ・受付関連業務；予約受付・キャンプサイト割付、チェックイン・チェックアウト業務、施設利用受付、料金徴収等
- ・アクティビティサービス業務；野外活動の指導、野外活動資料提供、活動プログラムの企画・準備・実施、ボランティアの募集登録研修等
- ・安全管理業務；利用者安全管理、施設内巡回パトロール、災害救急時対応等
- ・情報提供業務；施設利用案内(資料、展示)、情報提供(フロント、電話、ホームページ)

等

- ・営業施設関連業務；ショップ・カフェテリア・温泉営業、物品貸付業務（メンテナンス含む）等
- ・広報プロモーション関連業務；フォレスト・エコ・ライフの啓発普及、広報宣伝プロモーション、イベント企画等
- ・森林館、森林学習館、樹木園、展示物管理、利用者管理、施設案内（ガイド）等
- ・顧客管理；利用者分析、顧客管理、DM発送等
- ・施設管理；施設管理環境管理計画策定、スタッフミーティング、外注委託業務監理、上下水道関連施設管理、温泉管理、管理センター管理、作業用資機材管理、ゲート管理、施設巡回点検管理、植物管理（芝生管理、施肥、下刈り作業、樹木管理、除草、冬囲い、

電線管理)、遊歩道管理、車道駐車場管理、清掃管理(コテージ・トレーラー・キャンプサイト、その他)、ゴミ管理

- ・経営資源リサーチ業務
- ・商品研究、開発業務
- ・受託事業；各種受託事業の実施、コンサルティングの企画・開発
- ・調査研究；ふくしま県民の森を中心とする森林に関する科学的な調査研究

(2) 人事管理

オートキャンプ場を有するふくしま県民の森は、繁忙期と閑散期における配置すべき人員の数が相当に増減する施設の特長がある。

このため、正規職員は必要最小限の数に抑制し、利用者の安全・安心の確保と十分なサービスの提供が行えるよう必要な部門に臨時職員等を配置するとともに、繁忙期においてはアルバイトや人材派遣会社からの一時的な派遣を求めるなどして、年間をとおして適正な人員配置ができるよう努めてきたところである。

この間、現中長期計画の策定時に受託管理をしていた鳥獣保護センター(現「野生生物共生センター」)の管理が終了し、業務量の減少要因が発生した一方、県においては、震災からの復興を目的とした各種事業に取り組み、財団もこれら事業の実施受託機関として復興の一助となるよう積極的に対応し、必要な人員確保に努めている。また、財団設立当初には想定しなかった施設老朽化への対応など、新たな人材確保も求められている。

これらを踏まえ、今後の人材配置については、常勤役員を含めた総役職員の数は平成30年度とほぼ同程度で推移させることを基本とする。

なお、近年の急激な利用者数の増加や、労働契約法、高齢者雇用安定法に基づく事業主に課せられる措置などへの対応如何では、若干の増員も考慮するが、原則として、正規職員の数に変更は加えないものとする。

(表-6) 人員配置実績(毎年度4月1日現在)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
常勤役員	1	1	1	2	2	2
職員 (任期付職員外数)	5 (3)	5 (3)	6 (3)	5 (2)	5 (2)	5 (2)
補助員等	15	14	17	14	16	14
計	24	23	27	23	25	23

※1 補助員等とは臨時雇用の者でアルバイトは含まない。

(3) 勤務体制

- ・原則として4週8休、4交代制とする。
- ・宿直(夜間警備)は、宿泊利用者がある場合は職員(1名)が交代で行うこととし、繁忙期は外部委託を加え2名体制とする。
- ・勤務時間のシフトは下記のとおりとする。

日勤 8：30～17：15

早番 7：00～15：45

遅番 13：15～22：00

※ 宿直番の勤務時間も同様とする。

宿直 22：00～ 7：00

※ 宿直とは

- 1 常態として、ほとんど労働をする必要がないこと
(定時巡回、電話対応等軽度の又は短時間の業務に限って認められる)
- 2 通常の労働の継続でないこと
- 3 相当の睡眠設備が設置されていること
- 4 宿直手当が支払われること
- 5 1週間に1回以内であること
- 6 上記条件をすべて満たして所轄労働基準監督署長の許可を得ることが必要

3 事業収支計画

(1) 安定した経営基盤の確立

ア 事業収入の増加

ふくしま県民の森を魅力ある施設として提供していくため、多種多様なプログラムの企画・実施と質の高い事業の展開を図り、世代を問わずいつでも気軽に利用ができて、かつ、再び利用していただけるような運営に努めることが肝要である。

特に、利用料金収受方式で運営する当財団としては、リピーターの確保と同時に新規利用者の獲得が課題であり、オートキャンプ場の予約に関して、予約期間の前倒しやインターネット予約サイトの変更などにより、平成30年度の利用は相当に増加している。

今後は、GWや夏休みの繁忙期はもとより、通常期（閑散期）の平日利用やいわゆるシルバー世代の利用促進、さらに定着しつつある外国人利用のさらなる利用促進を図る。

なお、施設老朽化に対応した施設設置者（福島県）による大規模修繕の実施時においては、施設のクローズも想定されるため、当該期間の対応に関しては、施設設置者（福島県）と協議のうえ、経営に支障をきたさない措置が必要である。

イ 歳出の削減

指定管理者としての管理受託収入以外の各種事業受託収入は安定性に欠けており、利用料金収受方式によるオートキャンプ場事業収入も、天候やカレンダーの影響を受けやすい収入である。

このため、上記アに示したとおり、様々な利用促進対策を講じて事業収入の確保に努めるが、歳出削減についても組織的に取り組む必要がある。

このうち、固定経費で最も大きな支出となる人件費については、ここ数年来、最低賃金の引上割合が高くなり、今後も支出の増加が見込まれるため、現中長期計画の策定時から取り組んでいる宿直体制の見直しや賃金の一部カットについて継続して取り組み、総人件費の抑制に取り組む。

また、施設の維持管理に係る経費については、省エネの徹底を図るとともに、修繕に関

しても、原則として直営により行い経費削減を図るとともに、大規模修繕に関しては、指定管理の基本協定に基づき施設設置者である県が実施するよう、その徹底を図る。

さらに、光熱水費のみならず一般事務経費についても、資機材等の適正管理により長寿命化を図るとともに再利用等を徹底するなどして歳出の削減に努める。

(2) 年度別の財務計画

今後5年間の財務計画については、平成30年度は当初計画を超える利用が見込まれるが、平成31年度以降の第4期指定管理者指定期間の計画は、指定申請書に添付したとおり、別表1のとおりに見込む。

指定管理委託料のほか、終期設定が見込まれる事業を除く県からの委託事業は継続することを前提とする。

利用料金収受方式の核となるオートキャンプ場利用料金収入は、平成35年度には基準年の約150%を見込む。

4 ふくしま県民の森利用促進計画

(1) ふくしま県民の森施設利用者の目標

ア 森林学習施設区域

震災や原発事故の影響等により大きく利用が落ち込んだが、協働で事業を展開するNPO法人福島県もりの案内人の会の誘致活動などもあり、徐々に利用は回復傾向にあり、また、第69回全国植樹祭サテライト会場として実施された植樹会場地や「樹の森」、「花の森」など、これまで以上に集客可能施設が整備されている。

さらに、原発事故により汚染された土の地区外搬出も見込まれるため、設置者と協議しながらこの跡地利用を具体的に進めていくことが可能である。

こうした絶対的条件と、上記関係団体等との連携を図りながら積極的に利用促進対策を講じていくことにより、確実に利用者数を増加させていく。

平成35年度の目標利用人数は、基準年の平成25年度と比較して約150%増となる5,000人を見込むこととする。

イ オートキャンプ場及び温泉施設

オートキャンプ場は、フォレストパークあだたらが全国有数の規模と規格で、日本オートキャンプ協会が認定する数少ない5つ星のオートキャンプ場であることから、現在のインターネット予約サイトの集計でも、フォレストパークあだたらの人気度や施設閲覧回数は、全国的にみても常に上位にランク付けされており、オートキャンプ場ブームが今後も継続すれば、引き続き相当の利用が見込まれる。

しかし、オートキャンプ場開設から20年以上経過することになるため、施設の全体的な老朽化は否めず、今後、設置者のもとで計画的、継続的な施設の修繕や更新が求められることはいうまでもない。

こうした設置者の取組や、インターネット・ホームページを活用した広報や予約方法の改善、さらに各種事業の実施をとおした積極的な広報活動を展開し、利用促進に努める。

また、温泉施設については、経年劣化による故障などもあるが、泉質の良さについては

広く承知されているところであり、今後も安定的な供給に努める。

平成35年度の目標利用人数は、基準年と比較してオートキャンプ場で約130%、温泉施設利用は約110%程度確保することを見込む。

詳細は、別表2のとおり

(2) ふくしま県民の森施設の利用促進対策

ア 森林学習施設区域

森林学習施設区域は52.1haの広く豊かな森林と学習施設としての森林館、森林学習館、セラピー施設に加え、第69回全国植樹祭サテライト会場の植樹会場地や「樹の森」、「花の森」などが整備された県内唯一の森林学習施設である。

これらの施設の利用促進を図るためには、学校や幼稚園等の団体利用に止まらず幅広い世代の利用や、健常者や障害者を問わない集客を図る必要がある、そのためには適切な施設の維持管理や森林館・森林学習館の展示内容の充実も図られる必要がある、設置者と協議をしていく。

また、利用促進活動の展開にあたっては、県内の森林整備、森林環境保全、ネイチャーガイド、森林セラピー等に関するNPOや団体と連携して展開を図る。

さらに、大学や県立博物館などの県内文化施設との協働による調査研究や催しを推進し、小中学校などの教育機関に参加を呼び掛ける。

なお、これまでも述べてきたとおり、本区域における大型野生動物の侵入防止対策は、未だ本格的なものとはいえないと認識しており、今後、設置者である福島県や関係団体等とも連携して、効果的な対策を講じていくものとする。

具体的な取組

- ・ 魅力的な森林館、森林学習館の展示を行うとともに、新たな機能を付加する。
- ・ グランドゴルフやサクラ広場など広場の新たな利用に努める。
- ・ 森林の癒やし効果を活かし、セラピーコースの積極的な活用を努める。
- ・ 県民ひとりひとりが参加（親子）する身近な森林環境の整備・保全活動を実施する。
- ・ もりの案内人の会等との協働の自然観察会、木工教室の開催、森林環境教育の実施及び指導者の育成を図る。
- ・ 親子で楽しめる森林の恵の体験教室を開催する。
- ・ 森林館を中心とする中核施設内の大型野生動物侵入防止対策を講じる。
- ・ 県内ボランティア組織のネットワーク化と情報の収集・提供を行う。
- ・ 学校教育・生涯学習における森林環境学習に合わせたプログラムを提供する。
- ・ 大学や文化施設等と協働の研究発表の開催、森林文化に関する催しなどを実施する。
- ・ 学校教育等団体に対するPR活動を推進する。
- ・ 気軽にだれでも、いつでも快適に利用できる施設の維持管理を行う。

イ オートキャンプ場及び温泉施設

オートキャンプ場は、乳幼児から高齢者にいたるまで幅広い年齢層の方に利用されているが、その中心は30～40歳代の比較的若い家族連れが占めており、特にこの1～2年は、震災以降に利用が減少した乳幼児の増加も顕著であり、家族利用が増加傾向にあることが明らかであり、いわゆるオートキャンプブームの再来が数字として表れている。

利用目的は、家族全員で自然の中でゆったりとした時間を過ごす家族志向・自然志向の利用が主流であるが、近年、自然の中での結婚式や企業の新採用職員研修といった団体での利用も目立つようになってきた。また、予約期間の前倒しやインターネット予約サイトの変更等により、県外からの利用割合が震災前の利用実績と同程度になってきた。

これまでの利用状況は、ゴールデン・ウィーク、夏休み・冬休み期間などに集中していた傾向があるが、最近では、日曜日や金曜日からの利用が増加傾向にあり、その他の平日も利用が増えてきている。

こうした利用者の増加傾向を今後も維持していくためには、利用者の満足感を十分に満たすことが求められ、施設の安全、安心はもとより、親切で丁寧な接客による質の高いサービスの提供が不可欠であり、特に新規利用者が増加傾向にあることを十分に承知し、これらの方がリピーターとして今後も継続して利用いただけるよう利用満足度の維持向上に努めることとする。

また、震災後から事業化している災害対応キャンプについても、学校教育の一環として取り組んでいただけるよう引き続き広報に努め、多くの者に災害時の対応能力の向上や生きる力の獲得の場としての活用を図る。

温泉施設は、泉質が近隣の温泉にはないナトリウム炭酸水素塩温泉であり、美肌の湯として定着しており、「温泉のあるオートキャンプ場」として施設の価値を高めるとともに、法人向け温泉保養施設契約締結件数の増加に努めるなど、日帰り温泉のさらなる利用促進に努める。

具体的な取組

- ・ 顧客満足度の向上を図るため、「サービスは人から人へ」の心を徹底し、職員一人ひとりの意識改革と研修受講等により人材育成を図る。
- ・ これまで培ったノウハウをさらに向上し、全国有数のオートキャンプ場施設に恥じない施設設備水準の確保と管理能力の向上に努める。
- ・ 「FEL会員制度」による登録者数と「法人向け温泉保養施設契約利用契約」の増加を図るとともに、制度の充実に努める。
- ・ 団体の福利厚生施設としての利用や学校や企業の研修、さらには結婚式の利用など、団体利用の誘客活動の促進を図る。
- ・ 利用者のニーズに合った季節感のあるイベントの充実に努める。
- ・ 予約時期に関して大幅な見直しを図ったが、引き続き利用者の立場に立った予約システムの在り方を検討する。インターネット予約システムについても同様とする。
- ・ 東日本大震災後から取組を始めた災害対応キャンプ事業など、財団事業として定着した事業は継続して実施する。
- ・ マスメディアを活用した広報・宣伝と学校、企業、団体への営業活動を行う。

- ・ 施設・設備の高い整備水準を確保し、リピーターの確保に努める。
- ・ ライダーやグループ利用など、新たな利用者を開拓する。
- ・ 「がんばろう ふくしま応援店」として、ショップ、カフェの利用促進を図る。
- ・ ホームページを活用したイベントや自然情報、お客様特典情報等のタイムリーな提供に努める。
- ・ ビジターセンターのみに設置している無線LANシステムのエリア拡大により、利用者の利便性の向上を図る。

(3) 財団自主事業

震災及び原発事故からの福島県の復興に資するため、震災直後から財団自主事業として利用料金割引制度の創設や関係団体との協働事業に取り組んできたが、福島県の復興が着実に前に進んでいくため、ふくしま県民の森の特徴を活かし、参加者の満足度が高まるようなプログラムの提供に努め、福島県の復興に寄与する事業に取り組むとともに、公益財団法人としての本来事業である公益目的事業について継続して取り組む。

具体的な取組

ア ふくしま復興支援事業

- ・ 割引制度の実施
震災後に創設した割引制度のうち、現在も学校教育割引制度を設けているが、森林環境教育の重要性等を踏まえ、今後も継続して取り組む。・・・50%割引
- ・ 避難市町村との連携
大玉村復興公営住宅等に避難をされている方を対象として、温泉入浴無料提供を継続して実施するとともに、市町村等と連携して、県民の森において健康増進等の事業に取り組む。
- ・ 関係団体との連携
県内外の団体等と連携して、健康増進に資するような事業の実施に取り組む。
- ・ 復興支援イベント
全国植樹祭サテライト会場の植樹箇所や「樹の森」、「花の森」について、設置者や関係団体と連携して誘客と有効活用を図り、原発事故により発生した汚染土の仮置場についても、汚染土の地区外搬出後の活用方を設置者と協議のうえ活用を図る。

イ 森林環境教育・森林保全活動

- ・ 福島県からの受託事業として取り組んでいる「子ども自然あそび事業」のほか、自主事業として取り組んでいる事業が多々あり、引き続き実施していく。
- ・ ふくしま県民の森は、森林施業の現地研修も実施可能な施設であるので、各種研修の場としての提供に努める。
- ・ 里山地域における森林管理のモデルとして、森林保全活動の場として活用できるようにしていく。
- ・ 県内の森林ボランティアの育成や関係組織の活性化に努める。

- ・ 福島県民の森は、森林施業の現地研修も実施可能な施設であるので、各種研修の場としての提供に努める。
- ・ 「全国植樹祭」の開催理念を継承する「福島植樹祭」について、福島県民の森の活用等に関し設置者と協議を行うなど、指定管理者の立場から施設の活用を積極的に提案する。

ウ 調査研究機能の充実

- ・ 県内外の研究機関（大学や福島県など）や民間団体・企業などと連携し、森林内への野生動物の侵入への対応に関する調査・研究に取り組む。
- ・ 森林学習施設の人工池を活用した調査研究など、大学と連携した自然環境基礎データの調査及び研究成果発表会等に継続して取り組む。
- ・ 福島県民の森の特徴を活かし、参加者の満足度が高まるようなプログラムの提供に努める。
- ・ 里山地域における森林管理のモデルとして、成果確認や森林保全の手法、人材育成方法などの研究に取り組む。

なお、計画期間の年度別事業計画は、別表3のとおりである。

5 福島県民の森施設管理

(1) 施設管理の基本的な考え方

施設管理は、自然環境を対象とする森林、緑地の管理と建物など工作物を対象とする建物等の管理に区分され、環境にできるだけ負荷を与えない管理と利用者の健康や安全を最優先に「安全・清潔・静寂」を基本に管理を実施する。

福島県民の森の施設設置者は福島県であり、財団としてはこれら施設の老朽化に伴う抜本的改築や改装・新築に対し、管理上から得た情報や意見を提言し速やか、かつ計画的な改修等を要望するとともに、震災により影響を受けた施設・設備を含め、施設管理者として施設の適切な日常管理等をとって施設の長寿命化に努める。

当面の管理目標

- ・ 福島県民の森の利用者が安全の確保を最優先としたうえで、快適にゆとりや安らぎ及び楽しさを感じて過ごすことができるように管理を行う。
- ・ より多くの県民等が森林を訪れることにより自然の仕組みや働き、森林の恵みなどを体験し、森林の大切さを理解することができるように管理する。
- ・ 自然環境を活用し、多くの県民が森林を保全するための考え方や技術を習得できる施設管理を行う。
- ・ 次世代の子供のために森の中での遊びや森林環境学習の場を提供する。
- ・ 環境教育を含めた森林保全を行うための指導者を育成する場を提供するとともに自然環境の保全や野生動物との共生を行うために必要な調査・研究の場を提供する。

(2) 森林の管理

ア ふくしま県民の森の森林は、そのすべてが以前に人の手が加わった人工林もしくは二次林である。今後の森林の管理については、利用者が安全で快適に利用できるよう、生態的な維持管理を基本として行うとともに、修景や景観保全、防災等も含め、下刈り・間伐・除伐・施肥・落葉処理等を適切に行う。ふくしま県民の森は県民の共有財産であることから、ボランティア団体との協働による管理にも取り組む。

また、境界付近にある施設については、隣接する森林の管理者と協議しながら快適な施設利用に努める。

イ 森林学習区域内では、森林学習の一環としての各種研修や野外学習・林業経営実習等に活用できるような管理や記念植樹など事業目的の達成に適した管理を行うとともに、将来は各種研究・実践フィールドの設定、「森林の持つセラピー効果」活用等に対応した森林の管理をする。

また、現存する森林は、人との関わりの強弱や土地条件によってその姿が異なることから、人の利用のみならず野生動物の利用も含め、それぞれの特徴を活かし活用目的に応じたゾーニングと管理を行う。

ウ オートキャンプ場区域内は、森林と関わりの薄い家族連れが対象であることから、除間伐や下層木の整理、雑損木の除去、森林内への電気柵の設置など、利用上の安全確保と優しい里山的要素を盛り込んだ管理とテントサイトや常設トレーラー、コテージの宿泊施設の維持を目的とした森林の管理を実施する。

(3) 緑地の管理

森林学習施設区域内的の広場や園地については、既実施したサクラ植樹事業や全国植樹祭サテライト会場の植樹等事業の実績等を踏まえ、これらを活用した施設利用方策を具体的に検討するとともに使用目的に応じた野外活動に適した管理を行う。

また、オートキャンプ場の緑地については、利用者に対し多様な森林空間を提供するため、キッズパークやストリームパークを緑地の状態で維持管理する。

(4) 工作物の管理

オートキャンプ場の工作物については、木材を積極的に活用し、斬新なデザインを取り入れるなどしているが、山地での耐久性の不足や維持コストの高騰を招いており、また、ガス、電気等の設備では、機能低下が懸念されていることから計画的な設備更新を福島県に提言していく。

また、利用者ニーズの多様化に伴い、既設の電話設備、IT関連機器、暖房・給湯用配管、温泉維持管理システム、利用者用什器、研修用OA機器等の更新、交換時期となっていることから、福島県へ提言し計画的な更新を図る。

(5) 安全管理

公の施設として野外活動、宿泊、研修等の機能を持つ「ふくしま県民の森」では、不特定多

数の施設利用者の安全を確保することが、施設管理上の最優先事項である。

自然災害と火災（森林火災を含む）、事故、犯罪等に対しては、十分な対策と迅速な対応がとれるよう大玉村、本宮警察署、安達地方広域行政組合南消防署、榊記念病院（二本松市）や谷病院（本宮市）等の医療機関と連携し万全の危機管理体制をとっており、今後も緊密な連携のもと継続強化していく。

ア 台風等への対応

台風など予測可能なものについては、情報の的確な進路把握により、1～2日前からイベントサイトの閉鎖の必要性を検討し、クローズ決定の際には、予約者への電話連絡による伝達等での周知徹底を図る。

イ 強風や大雨、雷等の突発的事態への対応

突発的な事象については、緊急性を伴うため口頭・文書を併用した個別避難勧告・避難誘導等の伝達誘導システムにより対応する。さらに、避難場所として、レクチャーホール・森林学習館・森林館・ビジターセンターホール等を開放するとともに、職員の勤務体制も緊急体制とし、職員・事務補助員も含めた「職員等緊急連絡網」により招集し、場内の見回り要員の確保、宿直員や遅番職員の増員等を行う。

ウ 火災への対応

防火管理者を配置し自衛消防組織を組織するとともに、年1回以上地元消防署等の協力を仰ぎ消防訓練を実施しており、今後も定期的な訓練の実施と、安全管理教育の徹底を図る。利用者に対しては林野火災と施設火災に対する予防として、直火の禁止、火気の取扱制限を徹底する。

エ 犯罪等への対応

夜間、県道と施設内を結ぶ通路を遮断し、不審車の侵入を阻止することをはじめ、不審者・不審物等の警戒のため、施設内の定期巡回を実施するとともに、警察署と連携を密にして犯罪の発生防止に努め、警察では定期パトロール箇所としている。

オ 地震発生への対応

対応・避難マニュアルを作成し日常業務の中でマニュアルに沿ったトレーニングを実施するとともに、発生時には、速やかな現状把握を行い、負傷者の救護利用者の避難誘導を行う。また、関係機関と連携して行動することとする。

カ 火山活動情報への対応

県民の森は、活火山である安達太良山麓に位置することから、平成28年度に公表された「安達太良山火山防災マップ」の内容を事前に職員全員が共有し、関係機関から火山活動情報が発出された場合は、利用者の安全確保のため速やかに対応できる体制を整える。

キ 事故等については、設置場所が山の中腹であることから、転倒やスズメバチ等の虫刺され等の危険があるため、近隣の救急病院との連絡協力体制を24時間態勢で維持するとともに施設利用者の事故等への対応のため、傷害保険への加入を行い、事故発生に対する万全の体制を整備する。

ク 野生動物については、特にイノシシやクマなど人に危害を加える恐れのある野生動物の施設内侵入が著しく増加しており、電気柵やネットによる侵入防止対策を講じているが、ふくしま県民の森の中や近郊で目撃情報があった場合は、速やかに職員が追い払い等の措

置を講じるとともに、必要に応じ、村、警察、県等関係者に通報する。また、県民の森の利用者に情報提供と注意喚起及び避難誘導を行うなど、利用者の安全確保に努める。

6 人材育成計画

財団にとっての最大の財産である職員の資質向上を図るため、これまでも「ふくしま自治研修センター」での研修や関係団体が主催する研修の受講、また、日常的に職場内研修を行うなど、職員の能力開発を実施してきた。

一方、近年の利用者ニーズの多様化や新規利用者の増加により、フロントや電話での問い合わせなどに係る対応はますます複雑多岐にわたっており、職員は日頃からサービスの向上と業務への責任、利用者の満足度を意識して業務に当る必要がある。職員個々の対応が財団全体に対するイメージとして形成され、利用者が一度悪いイメージを持つと、これを払拭することが極めて困難となり、さらに、こうした情報の拡大により、施設のイメージダウンが避けられなくなる。

このため、幅広い視野と柔軟な発想を持ち、積極的に行動できる職員を育成するため、組織内部では得られない専門知識、待遇、意識改革を目的とした研修会へ積極的に参加する。

また、財団は少人数の組織であるため、高度で多岐にわたる業務や専門性の高い業務については一定の期限を設けて人材を登用するなど、財団職員の資質向上に有効な制度の導入と人材活用を図る。

7 連携事業

(1) 地域社会との連携

安達太良山麓の自然から得られる「あだたらの恵み＝森林からの恵み」を地元の農家、農産物加工者、木工製品製造販売者、地元市町村等と連携をしながら、より多くの利用者に紹介し販売する。地域の自然環境保全グループとの協働イベント等の開催により、地域社会や地域経済活動全体が「森林との共生」という理念の下で展開されている地域としての認知度を高めるための活動を展開する。

また、本施設の持つ多様な活動を支える労働力もできるだけ地域に求め、特に、定年を迎えたシニア層の新たな生き甲斐の場の提供にも努める。

ア 雇用面では、相当数の嘱託・臨時雇用・アルバイト等の職員を地域からの雇用でまかなうとともに設備維持点検をはじめとする施設管理サポートを地元業者を核に運営する。

イ 教育面では、県内の小中学校や高校に対しての講師の派遣、中高校生・社会人の職場体験受入、環境教育プログラムの提供、大学のインターンシップの受入、さらに、県内各地の公民館、公益団体等に講師派遣や資料提供などの支援を行う。

ウ 地域経済面にあつては、物品販売の商品、事業用消耗品・原材料・燃料等の仕入れをはじめ施設・車両・備品等の修繕・メンテナンス等については、可能な限り地元業者を活用する。

エ 地域産業振興面では、地域主催の各種イベントへの共催・協賛の中で独自に開発したノウハウや情報を提供するとともに施設内のショップ・カフェにおいては、「がんばろう ふくしま！」応援店として積極的に「地産地消」の推進や安全・安心の情報発信を行う。

オ 当財団が開発した各種プログラムや情報を地域に提供するとともに、施設利用者の地域への誘導や紹介を通して、従来に増して地域社会への貢献を図る。

(2) 森林ボランティアとの連携

福島県内にある森林を保全するために、「行政－市民（市民団体）－企業－NPO等」が協調して活動をすすめているが、当財団は森林保全を目的とした活動が効果的に行われるよう、個人・団体の森林ボランティアのサポート事業を積極的に行い、地域社会への貢献に努める。

また、平成18年度から、「福島県森林ボランティアサポートセンター」の運営を福島県より受託し、各種情報の収集・発信、森林所有者と森林ボランティア間のコーディネートなどを行っており、サクラ植樹事業や全国植樹祭サテライト会場での植樹事業が実施されたこと等を踏まえ、森林ボランティア活動の活発化に向けた事業を展開していく。

(3) NPO等他関係団体との連携

財団が保有している資源（人材・人脈・資料など）を有効に活用しながら、森林林業関連のNPOや県内のNPO等の活動への支援や協働を通して社会貢献を進める。

「森林との共生」という広範囲で先進的な事業を展開していくとき、財団だけでなく財団事業と関連のある事業を実施している組織・団体と連携し、より確実に高度な社会貢献に努めていく。

(4) 研究機関・企業等との連携

変化の激しい社会環境の変化に速やかに対応し、財団の理念を実行するため、広範囲にわたり、県内外の研究機関（大学等）や民間企業との連携を図る。

8 個人情報その他情報の守秘

公益財団法人として厳格な法令遵守義務は当然の責務であり、利用客の情報を守秘するのは基本である。

具体的には、福島県の「県出資等法人の個人情報保護に関する指導要綱」に基づき「公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団個人情報保護に関する規程」を制定している。その運用を適正にするため、「公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団個人情報保護事務取扱要領」、「公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団情報保護に関する規程の解釈運用基準」も定め、職員にはコンプライアンスの徹底を図り情報管理に万全を期しており、今後ともこの方針を堅持する。

個人情報の窓口を総務担当とし、その取扱を一元的に管理するシステムを構築している。また、顧客の予約管理システムでは、細心の注意と最新のシステムを導入しながら、外部からの侵入防止などを徹底する。

おわりに

当財団は、平成31年度から第4回目のふくしま県民の森指定管理者に指定され、今後5年間、施設の管理運営に当たることとなる。

ふくしま県民の森の設置目的や公益財団法人としての責務を十分に認識して運営に当たり、一人でも多くの県民等が森林とふれあい、「自然との共生」について考える機会を持っていただきたいと考えるものである。

また、福島が安全・安心であることを広く全国に発信し、多くの利用者が訪れることにより交流人口の増加をとおして、ふくしま県民の森及び当財団にしかできない事業を積極的に展開し、福島県が震災及び原発事故からの復興を確実に成し遂げていくため、公益財団法人としての役割を積極的に果たしていきたいと考える。

当財団が取り組む各種事業は、この中長期計画に沿って実施していくが、社会・経済環境の見通しが不透明のうえ時代の潮流が非常に早いことから、中長期計画は適宜見直しを行う。

別表 1 平成31年度から平成35年度までの財務計画

(単位；千円)

項 目 等		H31	H32	H33	H34	H35	
収 入	管理運営委託料	47,404	47,839	47,839	47,839	47,839	
	利用料金(物品販売等収入等オ ートキャンプ場区域の収入を含む)	106,094	109,008	110,687	112,366	114,046	
	その他	29,353	29,759	22,351	21,072	21,104	
収入合計(A)		182,851	186,606	180,877	181,277	182,989	
支 出 項 目	森	人件費	31,704	32,021	32,341	32,665	32,991
		賃金	4,059	4,120	4,182	4,245	4,309
	林	消耗品費	2,465	2,465	1,988	1,988	1,988
		燃料費	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	学	光熱水費	9,364	9,364	9,364	9,364	9,364
		修繕費	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	習	通信運搬費	413	413	325	325	325
		手数料	3,005	3,005	2,988	2,988	2,988
	区	保険料	430	430	387	387	387
		委託費	10,435	10,540	10,645	10,752	10,860
	域	その他	5,836	5,836	2,647	2,647	2,647
		小計	71,511	71,994	68,667	69,161	69,659
	オ ー ト キ ャ ン プ 場 区 域	人件費	34,631	34,977	35,327	35,680	36,037
		賃金	14,970	15,195	15,423	15,654	15,889
		消耗品費	3,833	3,833	3,833	3,833	3,833
		燃料費	3,137	3,137	3,137	3,137	3,137
		光熱水費	7,881	7,881	7,881	7,881	7,881
		修繕費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		通信運搬費	950	950	950	950	950
		手数料	1,665	1,665	1,665	1,665	1,665
保険料		327	327	327	327	327	
委託費		14,471	14,616	14,762	14,909	15,058	
広告宣伝費		2,433	2,433	2,433	2,433	2,433	
賃借料		7,643	7,643	7,643	7,643	7,643	
その他		18,399	20,955	17,829	17,004	17,477	
小計	111,340	114,612	112,210	112,116	113,330		
支出合計(B)		182,851	186,606	180,877	181,277	182,989	
収支(A) - (B)		0	0	0	0	0	

※1 本表は、第4期指定管理者申請書添付資料と同額である。

別表 2

利用者数の目標

(単位；人)

施設区分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5
森林学習施設区域利用者数	12,303	13,732	14,378	13,135	11,468	16,032	16,500	17,100	17,700	18,300	19,000
森林館入館者数	3,313	3,565	3,373	2,623	2,665	3,000	3,300	3,700	4,100	4,500	5,000
オートキャンプ場利用者数	25,709	26,199	27,258	30,139	29,893	31,000	31,500	32,000	32,500	33,000	33,500
学校教育団体利用者数	5,108	5,384	5,417	5,683	4,708	4,987	5,230	5,490	5,760	6,040	6,340
日帰り温泉利用者数	13,598	13,424	15,439	13,977	13,860	14,000	14,200	14,400	14,600	14,800	15,000
F E L 会員登録者数	640	679	822	950	1,195	1,200	1,230	1,260	1,290	1,320	1,350

別表 3

平成31年度から平成35年度までの事業計画

年度	事業項目	主な事業名
H 31 年度	福島の復興支援に関わる事業	健康増進促進事業、交流人口増大事業
	森林に関する教育・文化・レクリエーション・情報等の提供	森林文化公開体験事業、森林の遊び場事業、森林ボランティアサポート事業
	森林の利活用や保全活動等に関わる情報や資機材の収集・提供及び人材の育成	災害対応キャンプ事業、森林ボランティア育成事業
	森林整備や保全に関する調査研究と実践	大型動物侵入防止プロジェクト
H 32 年度	福島の復興支援に関わる事業	健康増進促進事業、交流人口増大事業
	森林に関する教育・文化・レクリエーション・情報等の提供	森林文化公開体験事業、森林ボランティアサポート事業
	森林の利活用や保全活動等に関わる情報や資機材の収集・提供及び人材の育成	災害対応キャンプ事業、県民参加の森林づくり研修会事業、森林ボランティア育成事業
	森林整備や保全に関する調査研究と実践	里山管理プロジェクト事業、大型動物侵入防止プロジェクト
H 33 年度	福島の復興支援に関わる事業	健康増進促進事業、交流人口増大事業
	森林に関する教育・文化・レクリエーション・情報等の提供	森林文化公開体験事業、森林ボランティアサポート事業
	森林の利活用や保全活動等に関わる情報や資機材の収集・提供及び人材の育成	災害対応キャンプ事業、県民参加の森林づくり研修会事業、森林ボランティア育成事業
	森林整備や保全に関する調査研究と実践	里山管理プロジェクト、大型動物侵入防止プロジェクト
H 34 年度	福島の復興支援に関わる事業	健康増進促進事業、交流人口増大事業
	森林に関する教育・文化・レクリエーション・情報等の提供	森林文化公開体験事業、森林ボランティアサポート事業
	森林の利活用や保全活動等に関わる情報や資機材の収集・提供及び人材の育成	災害対応キャンプ事業、県民参加の森林づくり研修会事業、森林ボランティア育成事業
	森林整備や保全に関する調査研究と実践	里山管理プロジェクト、大型動物侵入防止プロジェクト
H 35 年度	福島の復興支援に関わる事業	健康増進促進事業、交流人口増大事業
	森林に関する教育・文化・レクリエーション・情報等の提供	森林文化公開体験事業、森林ボランティアサポート事業
	森林の利活用や保全活動等に関わる情報や資機材の収集・提供及び人材の育成	災害対応キャンプ事業、県民参加の森林づくり研修会事業、森林ボランティア育成事業
	森林整備や保全に関する調査研究と実践	里山管理プロジェクト、大型動物侵入防止プロジェクト

※ 本表は、第4期指定管理者申請書添付資料に準じたものである。